

◎森林環境譲与税を活用した取り組みについて

森林環境税は、個人住民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円を納めるものであり、令和元年度から譲与が開始されています。制度創設の趣旨は、森林整備やその促進に関する施策の財源確保にあることから、譲与された税金は、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の経費に充てることとなります。

(歳入)

- ・森林環境譲与税 5,200 千円
- ・森林環境譲与税基金繰入金 6,408 千円

(歳出)

(単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
森林環境譲与税基金積立金	5,201	0	0	1	5,200
森林整備費 対策事業	7,208	628	0	6,408	172
合計	12,409	628	0	6,409	5,372

- ・令和8年度末の森林環境譲与税基金残高(見込み) 11,922 千円